

Hirosaki University Institute for the Promotion of Research and Innovation



研究・イノベーション推進機構



機構長ご挨拶



弘前大学のモットーは
「世界に発信し、地域と共に創造する」

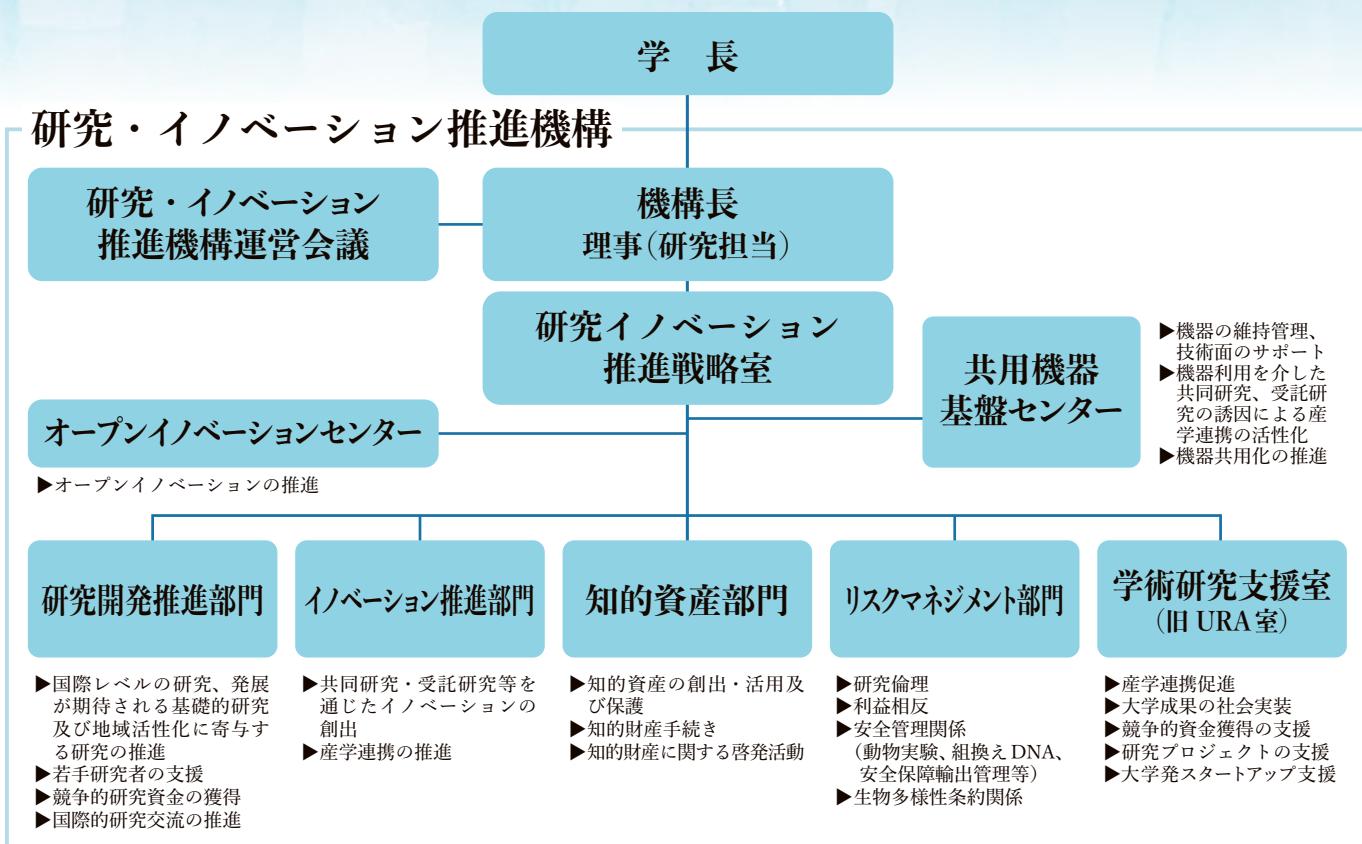
研究・イノベーション推進機構長
弘前大学理事(研究担当)・副学長
曾我 亨

弘前大学は、教職員一丸となって教育・研究・社会連携に取り組んでいます。研究については、青森県の強みである、食、再生エネルギー、白神山地に代表される環境、被ばく医療の4テーマを重点分野として位置づけ、組織的な研究を推進してきました。

本機構は、これらの重点分野に加え、さまざまな研究分野における基盤を整備し、戦略的な研究開発とイノベーションの創出を進めています。基礎研究の成果を世界に発信するとともに、応用研究の成果を社会に実装することで地域活性化に貢献したいと願っています。

研究成果の社会実装は、大学の力だけでは実現できません。地域の皆さまのご理解と、産業界・自治体・金融機関の皆さまのご協力を賜りますようお願いいたします。皆さまとの協働を通して、新たな地域の可能性を創出してまいる所存です。

機構図（体制図）



共同研究講座・共同研究部門

共同研究講座又は共同研究部門は、企業等から資金を提供していただき弘前大学内に設置する研究組織です。この制度は、出資企業等から資金のほか研究者を受け入れ、弘前大学は研究者と施設・設備を提供し、出資企業等と弘前大学が対等な立場で研究組織を運営し、共通の課題について共同研究を行うことで、優れた研究成果が生まれることを促進する制度です。



設置期間

原則、2年以上5年以内（更新可能）

知的財産権の取扱い

本学と出資企業等との共有となり、持分は貢献度を踏まえて決定します。

税額控除制度の適用

本制度による共同研究を実施した場合、試験研究のために使用した費用の一定割合を税額控除できる、いわゆる研究開発税制の1つである特別試験研究費税額控除制度が適用できます。

ご出資いただく経費

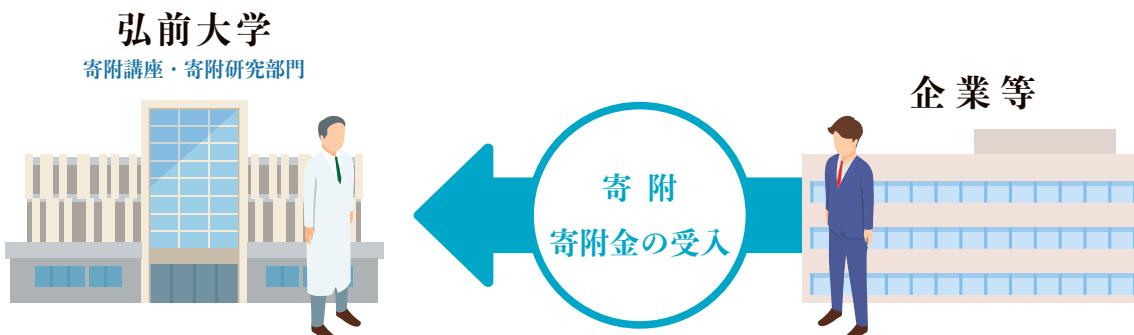
必要となる経費は研究内容により異なります。

- 直接経費
- 産学連携推進経費
直接経費の20%



寄附講座・寄附研究部門

奨学を目的とする民間等からの寄附金(奨学寄附金)を有効に活用して、大学の自主性及び主体性のもと、大学の研究教育の進展及び充実に資することを目的として、独立した教育研究組織を設置する制度です。



設置期間

原則、2年以上5年以内（更新可能）

税制上の優遇措置

ご寄附いただいた場合、法人の場合は全額を損金に算入でき、個人の場合は2千円を超える部分について、所得税率に応じ総所得金額の40%までを上限とした所得控除ができます。

ご寄附いただく経費

専属の担当教員を1名以上雇用する必要があります。その他、必要となる経費は教育研究内容により異なります。



共同研究

本学の教員と民間機関等の研究者とが、対等の立場で共通の課題について共同研究を行うことにより、優れた研究成果の創出を促進する制度です。



研究期間

研究内容等に応じて柔軟に設定が可能です。

知的財産権の取扱い

本学と民間機関等との共有となり、持分は貢献度を踏まえて決定します。

税額控除制度の適用

本制度による共同研究を実施した場合、試験研究のために使用した費用の一定割合を税額控除できる、特別試験研究費税額控除制度を適用できます。

ご負担いただく経費

- 直接経費
- 研究料(派遣型のみ) 年額 44万円／人
- 間接経費
直接経費の10%



受託研究

本学の教員が民間機関等からの委託を受けて、民間機関等の負担する経費を使用して研究し、その成果を民間機関等へ報告する制度です。



研究期間

研究内容等に応じて柔軟に設定が可能です。

知的財産権の取扱い

原則として、本学に帰属されます。

税額控除制度の適用

本制度による受託研究を実施した場合、試験研究のために使用した費用の一定割合を税額控除できる、特別試験研究費税額控除制度を適用できます。

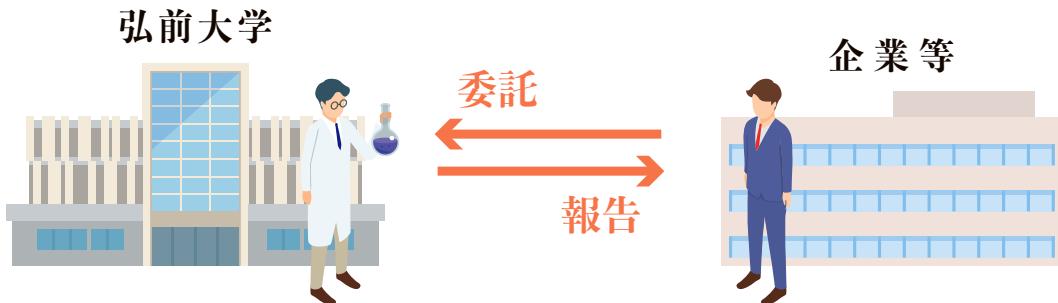
ご負担いただく経費

- 直接経費
- 間接経費
直接経費の30%



受託事業

民間等の機関から委託を受けて行う業務(受託研究を除く)において、本学の教員等が契約に基づき業務を行い、その成果を委託者に報告する制度です。



事業期間

事業内容等に応じて柔軟に設定が可能です。

知的財産権の取扱い

原則として、本学に帰属されます。

ご負担いただく経費

- 直接経費
- 間接経費
直接経費の30%



学術指導

共同研究契約や受託研究契約では困難な、研究にあたらない技術指導やコンサルティングなどの産学官連携案件について、従来の兼業(勤務時間外)ではなく、大学の本務(勤務時間内)として実施できる制度です。



申込み

指導の内容・期間(日時)・場所等について指導担当者と事前に協議します。双方合意したら、申込みます。指導者が見つからない場合はURA・CDが紹介いたします。

ご負担いただく経費

- 直接経費
 - ・直接経費(指導料[1時間税抜き1万円以上]+必要経費)
- 間接経費
 - ・直接経費の20%

学術指導開始

契約締結後、学術指導がスタートします。

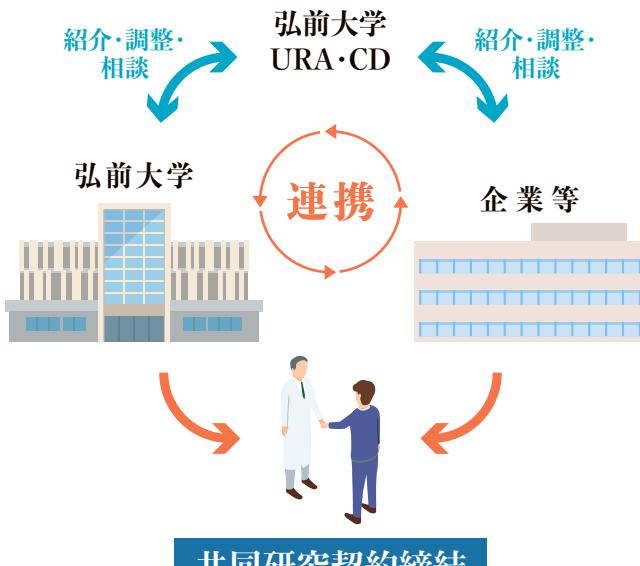


知的財産権の取扱い

学術指導の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事態を勘案して、別途協議を行い決定されます。

共同研究トライアルファンド

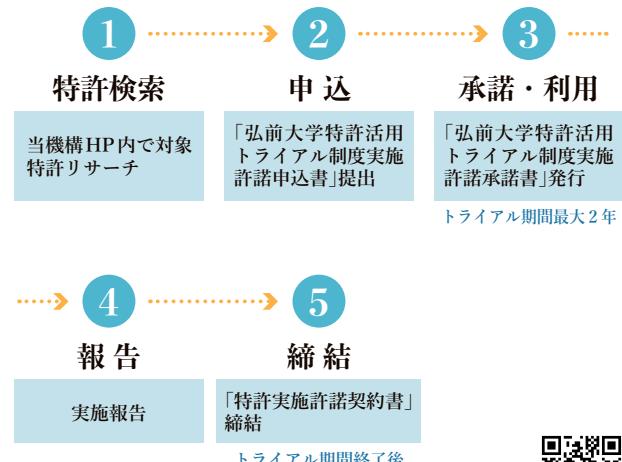
産業振興及び地域振興に資するため、企業及び組合等が抱える具体的な課題を解決する本学研究者との共同研究に対し、研究費等を支援する事業です。



弘前大学特許活用トライアル制度

弘前大学の研究者が発明した様々な分野で活用し得る技術の特許を一定期間無償で開放する制度になります。開放案件の特許を活用したい企業と特許無償許諾契約(最大2年間実施料無償)を締結することにより、企業の課題解決や新規事業の検討に活用いただくことで地域社会のさらなる発展に貢献していくことを目的としています。

利用の流れ



产学官連携ポリシー

弘前大学は「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」を基本理念に掲げ、教育、研究に加え、社会連携を第3の柱として位置づけます。「社会連携」活動のなかで、弘前大学がこれまでに蓄積した「知」を地域社会に効果的に還元し、青森県さらには我が国の産業の持続的発展および人類社会の発展に貢献することを目的とします。

1. 自由な発想に基づく基礎的・創造的な研究および社会的要請に基づく研究を推進します。
2. サテライトネットワークを含む、組織としての产学官連携体制を整備し、主体的かつ透明性の高い产学官連携活動を展開します。
3. 知的財産の創出、保護、活用を通じ、社会への説明責任を果たします。
4. 地域産業振興を視野にいれた、学部横断的な研究プロジェクトを積極的に組織・支援します。
5. 产学官連携に関わる人的および組織的ネットワーク形成を積極的に推進します。
6. 产学官連携活動により得られる成果を本学の教育、研究の推進に役立てます。

起業相談窓口

弘前大学の研究シーズをもとにした起業促進のために「起業相談窓口」を設置しています。窓口での相談等の支援や各種情報発信を行い、大学発のベンチャー企業創出を促進します。

相談内容

1. 起業のための相談
(知的財産関係も含む)
2. ピッチイベントやGAPファンドの紹介
3. 起業に関する各種情報の発信
4. 起業に関するセミナーやワークショップなどイベント開催
5. 起業に関するパンフレットや参考資料の公開・閲覧



設置場所

弘前大学創立60周年記念会館 コラボ弘大5階

相談方法

電子メールで、ご相談内容及びご連絡先等をお知らせください。なお、具体的な事業内容の概要及び目標等が既にお決まりの場合、研究・イノベーション推進機構ホームページの「产学連携」から「起業相談窓口」にアクセスいただき、「起業相談事前シート」にご記入のうえ送信願います。ご相談内容を確認後、折り返し電子メールまたは電話にてご相談日時や場所等をご連絡いたします。



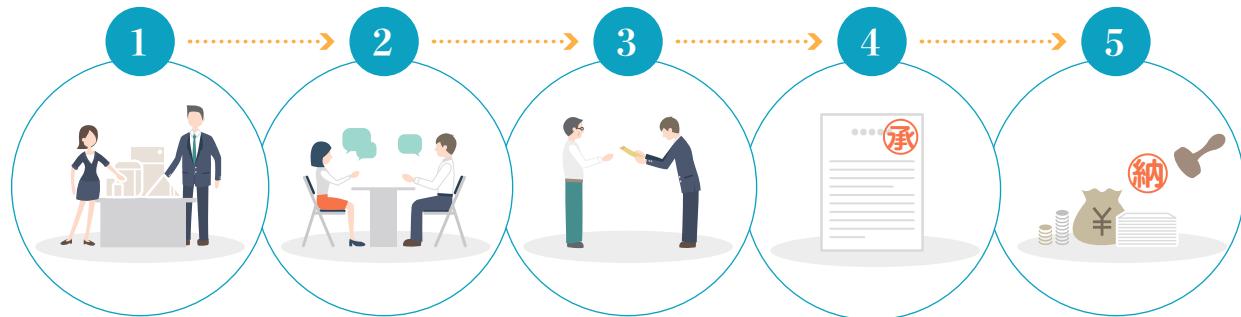
共用機器基盤センター

30種の研究機器を設置しており、学内では広く共同利用とともに、設置機器の一部は学外の方へも開放しています。

利用の流れ

※詳細については、共用機器基盤センターホームページからご確認いただけます。

(<https://www.innovation.hirosaki-u.ac.jp/kiki/>)



機器の確認

使用したい機器を確認

申込み

申込書を提出

請求、納付

利用実績に応じて利用料が請求、期日までに納付

内容の協議

機器の管理者と、使用する内容・形態・日程・料金について相談

承諾・利用

承諾書を受理以降、利用開始



ひろさき産学官連携フォーラム



ひろさき産学官
連携フォーラム

産学官連携による共同研究を推進するための企業・大学・公的研究機関・行政・金融機関等による連携・交流組織です。(平成17年1月設立)弘前市商工部産業育成課と弘前大学研究・イノベーション推進機構が共同で事務局を運営し、企業活動や研究活動の参考になるような講演会・セミナーを定期的に開催し、会員の知見、技術の向上と会員相互のネットワークの構築を図り、調査研究開発を促しています。皆様のご入会を心よりお待ちしております。

弘前地域を中心に産学官交流の場を提供し、新商品・新産業の創出を目指す

新商品・新産業の創出による地域経済の発展



弘前大学

学

官

弘前市

◆問い合わせ先
弘前大学研究・イノベーション推進機構
青森県弘前市文京町1
TEL 0172-39-3176 FAX 0172-39-3921

◆問い合わせ先
弘前市商工部産業育成課
青森県弘前市大字上白銀町1-1 前川新館5階
TEL 0172-32-8106 FAX 0172-35-1105



URA・CD紹介

工藤 重光 URA



主として産学連携業務に携わっています。専門分野としては、ライフサイエンス全般を守備範囲としていますが、専門外のことにも対応可能ですのでご連絡ください。農学博士。

山科 則之 URA



研究支援から知財、産学連携や地域連携まで一貫した支援を目指していきます。二級知的財産管理技能士。修士(工学)。

清水 武史 URA



主に産学連携を担当しています。長年の研究者としてのキャリアを共同研究や研究費獲得に活かせるよう、積極的に支援します。博士(農学)。

三上夫美加 CD



大学の研究成果を一つでも多く技術移転し、社会に貢献できるよう、努めて参りたいと思います。二級知的財産管理技能士。

平井 貴人 URA



URAとして2021年5月に着任し、安全保障輸出管理をはじめとした、研究活動に係るリスクマネジメント業務に携わっております。まだ若輩の身ではございますが、弘前大学の研究活動及び大学事務組織の運営が滞りなく行われるよう、ご協力させていただきます。修士(教育学)。

渡部 雄太 URA



弘前大学の研究を首都圏を中心とした東北以西の地域に発信し、産学官連携活動を通して研究活動の活性化に貢献いたします。東京事務所(@港区西新橋)にもお気軽にお越しください。修士(理学)。

東京事務所在籍

白井 隆之 URA



産学官連携、その成果(知財等)の抽出から社会実装、また研究の様々なステージでのサポートを、東京から全力で対応してまいります。

東京事務所在籍

「弘前大学東京事務所」

首都圏における産学連携活動拠点として開設され、企業からの産学連携に関するご相談(URA 2名在籍)や研究者との打ち合わせ場所としても活用頂けます。東京事務所が情報発信している研究紹介(動画コンテンツ含)をぜひご覧ください。



問い合わせ

国立大学法人弘前大学研究・イノベーション推進機構

〒036-8560 青森県弘前市文京町1

E-mail : ura@hirosaki-u.ac.jp

URL : <https://www.innovation.hirosaki-u.ac.jp/>

【産学官連携窓口】

研究・イノベーション推進機構学術研究支援室(コラボ弘大5階)

TEL : 0172-39-3176

E-mail : ura@hirosaki-u.ac.jp

【知財担当窓口】

研究・イノベーション推進機構知的資産部門担当(事務局3階)

TEL : 0172-39-3178

E-mail : chizai@hirosaki-u.ac.jp

【共用機器基盤センター】

研究推進部研究推進課研究推進グループ研究推進担当(事務局3階)

TEL : 0172-39-3905

E-mail : kiki@hirosaki-u.ac.jp

【弘前大学東京事務所】

〒105-0003 東京都港区西新橋1-18-6

クロスオフィス内幸町7階703号室

TEL : 03-3519-5060

URL : <https://jtokyo.hirosaki-u.ac.jp/>

E-mail : j-tokyo@hirosaki-u.ac.jp



アクセス



弘前大学までのアクセス方法

- 新幹線・新青森駅からJRで約25分～約40分
- 青森空港から空港バスで約55分
- 弘前駅前から約2km
- 弘前駅前からバスで約10分
「狼森(おいのもり)行」、「自衛隊行」、「学園町行」、「小栗山行」に乗車し「弘前大学前」で下車
- JR弘前駅からタクシーで5分
- 東北自動車道「大鰐(おおわに)弘前IC」または「黒石IC」から車で30分

詳しくはQRコードから
ご確認下さい。

